

厚生文教委員会会議録

1. 開催年月日

令和6年 8月26日 開会 10時00分 閉会 12時08分

2. 開催場所

委員会室

3. 出席委員名

坊野公治	沖久教人	柳原英子	西村慎次郎
柳井一徳	惣台己吉	大滝文則	佐藤豊

4. 欠席委員名

なし

5. その他の会議出席者

(1) 議長 三宅文雄

(2) 委員外議員 多賀信祥

(3) 説明員

副市長	猪原慎太郎	健康福祉部長	沖津幸弘
健康福祉部次長	岡崎祐一	健康福祉部参与	片山恭一
子育て支援課長補佐	唐木忍		

(4) 事務局職員

事務局長	和田広志	次長	成智千恵
主任主事	中畠大輔		

6. 傍聴者

(1) 議員 多賀信祥

(2) 一般 0名

(3) 報道 2名

7. 発言の概要

委員長（坊野公治君） ただいまから、厚生文教委員会を開会いたします。

初めに、副市長のご挨拶をお願いします。

副市長（猪原慎太郎君） 皆さんおはようございます。

もう暦の上では秋ということなんですけど、本当毎日暑い日が続いておりますが、昨日は全国高等学校軟式野球選手権大会が開催をされました。地元の井原高校が出場しておりますけれども、開会式では選手宣誓ということでキャプテンの西谷君が本当にすばらしい宣誓を

してくれました。それから、その後の第1試合があつたんすけれども、1対0ということです、しかもノーヒットで1点を取つたという、本当にすばらしい軟式野球らしい試合だなというふうに思つたところであります。予定でいくと、明日27日、2回戦、2回戦と言ひながらも準々決勝なんすけれども、因縁の中京高校と当たるということでありますので、もう全力を出して頑張つてほしいなというふうに思つてゐるところであります。

それから、新型コロナが夏に急増しておりまして、実は先月、7月なんすけど、7月1か月間で1,009人ということで、1,000人超えということになりました。医師会のほうがずっと全数調査をしていただいているんですけど、遡つてみしたら、1,000人を超えたのは令和5年1月以来ということで、1年半ぶりに1,000人を超えたということでございます。8月に入りました、感染者数は一応減少傾向へ移つてきていますけれども、まだまだ落ち着いているとは言えない状況でありますので、それこそ場面場面に応じた感染防止対策を徹底していかなければいけないなと思っています。

それから、もう一つ心配なのは台風10号でありますて、最初は紀伊半島から東海の方向だったんですけども、どんどん予報が変わりまして西寄りのコースになってまして、先ほど確認をしましたら、九州へ上陸をして方向を変えて岡山県のほうへ向かつてきて、それこそまた東北のほうへみたいな日本列島を縦断するみたいなコースになつてゐるようでありますので、ただ方向がまだ定まってない状況でありますので、今後の気象情報には十分注意していただきたいなと思っています。

そういう中、本日は厚生文教委員会を開催をいただいております。また、所管事務調査をいただいております。後ほど、担当のほうからご説明をいたします。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

〈議長挨拶〉

委員長（坊野公治君） 本日の議題は、（1）所管事務調査についてから（3）その他でございます。

〈所管事務調査について〉

〈放課後児童健全育成事業の在り方について〉

委員（大滝文則君） 手が挙がらんようで、私のほうからすいません。幾つかお聞きします。

このたびの所管事務調査については、井原小学校の関係の児童クラブが少し混乱しとるということもあって、それから各地域から幾つか要望が出とるというようなことからして、この現状をしっかりと把握しなきゃいけないんではないかというようなことがありましての所管事務調査であります。

そこで、井原小学校の件につきまして、まずお尋ねいたします。

井原小学校の児童クラブの現状についてはどうなっているのか、今後どういうふうにやるのかを改めてお尋ねいたします。

健康福祉部参与（片山恭一君） 旧井原小学校の仲よしクラブでございますけれども、以前に説明をさせていただきましたとおり、6月末をもって運営委員会が解散ということになりました。7月1日から、大江小学校と出部の四季が丘に分散して受入れを行っていただいております。

こちらのほうがNPO法人いばら放課後児童クラブ運営支援センターが運営支援に関わられている2つのクラブになるわけでございますが、9月1日からはこのNPO法人さんに臨時的、緊急的に井原小学校の児童の受入れをお願いいたしまして、今年度いっぱいは市がNPO法人いばら放課後児童クラブ運営支援センターと直接契約をさせていただいて、井原小学校の2階にあります教室を借りまして運営していくというふうにさせていただいております。令和7年4月1日以降については、現在どうやっていくかということは検討中ということでございます。

以上です。

委員（大滝文則君） 4月、新年度になって、前の児童クラブを運営されてるとこといろいろあってというと、その契約については市から解除したということでよろしいでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 通常でありますと、何か月か前に解約の通知をいただくわけですけれども、このたびはそういうことがもう4月以降になりまして、6月30日というお話でございましたので、解散に伴い、契約解除させていただいたということでございます。

委員（大滝文則君） 要するに、先方の事由で契約解除ということでいいんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 運営委員会の解散が理由によりまして、契約を解除しているということでございます。

委員（大滝文則君） 解除したときの契約の、例えば繰越金とか違約金とか等々についての対応はどういうふうになるんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 市のほうとしては違約金というのは頂いておりません。

井原小学校の仲よしクラブに繰越金があったわけですけれども、井原小学校の仲よしクラブから外部委託にしておりました業者さんとの委託契約がありまして、こちらのほうで違約金が発生したというふうに伺っておりまして、繰越金をその違約金に充てられたということになつております。

委員（大滝文則君） ここへある198万2, 225円という金額を委託してあったNPOでしようけども、そこへ解約金として支払ったということでよろしいんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 若干、精算的な支払い等があったものと思われますので、すいません、198万2, 225円ぴったりかというのは手元に持っておりますけれども、おおむねそういったことでございます。

委員（大滝文則君） これは数字ですから、おおむねこれだけじゃなしに、おおむねじやなしに、この198万2, 225円のうち、これが計算上こういうふうなことで違約金として支払ったんだということは市では把握できないということでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 精算が確定した決算書を見せていただくことによって確認はできます。

委員（大滝文則君） 6月に解散ということになると、もう3か月を迎えるわけですけども、市が実施主体として委託料を支払って、解散の時点でそこを精算するようなことに通常はなると思うんですけど、それがまだできてないということですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 例えば、水道料とか電気料が7月以降の支払いになつたりするものがありますので、それを確定させていただいた残りが残額というふうになります。その金額が違約金に充てられたということです。

委員（大滝文則君） 違約金が発生する、こっちからの解散だから支払う、違約金に対する契約書というか、違約に係る確認書というものがあろうかと思うんですけども、それはどういうふうになつとんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） すいません、私が違約金と言ったんですけど、恐らく契約書上は損害賠償金というのがよかつたのかと思うんですが、井原小学校仲よしクラブさんとNPO法人さんで契約されてる中に契約解除は半年前に文書をもって行うということで、その半年分の委託契約金というものが損害賠償金になる計算なんですけども、井原小学校仲よしクラブとしましては、手持ちのお金がここにあります190万円何がしということになりますので、これをもって損害賠償に充てられたというふうに伺っております。

委員（大滝文則君） ちょっと言い方は悪いけども、それで全ての金銭的な問題についてはもう解決するんだというような確認書、いろいろなことで示談書でしょうか、確認書というのはもうお持ちなんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 井原小学校仲よしクラブ運営委員会さんとNPO法人さんの委託契約になりますので、市のほうではそれは持っておりません。

委員（大滝文則君） 先ほど言いましたけど、基本的にこの学童クラブというの市が実施主体なので、お金を払ったらもう銘々にそれは自由なんだということではなしに、やはり全部把握して、それが適切な、これに限らずですけども、適切な使用なんか、そうでないかというのは把握すべきじゃないかと思うんですけども、そのあたりはどう思われますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 解約についての契約書は交わされたと伺っておりますので、そこに記載があるものと思います。

委員（大滝文則君） 思われるじゃなしに、こういうのは市がきっとしてそれを調査して確認して、それが適切に使用されるとということを市が確認すべきじゃないかという話をしとんですけども。

健康福祉部参与（片山恭一君） 確かに確認は必要かと思いますけれども、一応契約の当事者ではないということになりますので、確認にとどまるということで、それが必要であるかどうかと言われれば必要であるかと思います。

委員（大滝文則君） やはり、いろんな問題が起きるということが何かしら欠けているとこがあるんじゃないかということは我々議会もそうですし、執行部の方もしっかり認識しておかないと、金を払ったらもう各クラブで自由にやってくださいというような話であると、また同じような問題が起きる可能性があるんじゃないかと。きっと指導指針というものをちゃんと示して、その在り方、そしてそういうことが起きたときには最終確認までしっかりするということをしていかないと、先ほど言うたように実施主体としての責任を、ちょっと失礼ながら、ないがしろにしているような感じもしますので、ちょっとまた考えていただきたいなと思います。

それから、ちょっと聞くとこによると、登録料とか保険料というのが児童クラブに入るときに経費として要るということを聞いたんですけども、前のとこが解散して、それだけちょっと先に確認します。登録料と保険料についてはどういうふうなことになってるか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 7月1日に大江と四季が丘の児童クラブに分散して引き受けさせていただいたときに、新しいクラブに所属するということになるので、保険料はお支払いいただいております。それから、登録料も保護者からお支払いいただいております。

9月1日になりますて、また新しい児童クラブになりますので、また保険料は新しい組織として発生しますので保護者に負担をいただいておりますが、登録料のほうはNPOさんのお申出によりまして、今回は免除という形で保護者負担は頂かないというふうに伺っております。

委員（大滝文則君） クラブが入ってるから、そのクラブが被保険者になるということかと思うんですけども、一旦払って、保護者からいうと、1回払った、1年分払ったというような認識もあるんじやないかと思うんですけども、それをまた2回目、3回目を払うといったことの矛盾はないのでしょうか、他のクラブとの差というもの、格差ということからして。

健康福祉部参与（片山恭一君） 新しい組織に所属していただくということで、費用負担が発生するということはもう致し方ないかと思っております。

委員（大滝文則君） これは考えようによったら、市が放任しとるからこういう問題が起きたんであって、市の責任もないとは言えないんじやないかと思う。このあたりは市が払ってもいいんじゃないかと、損害賠償的には思うんですけども、そのあたりは全くそういう議論はなかったでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 登録料とか保険料につきまして、市のほうが負担するという考え方をございました。

委員（大滝文則君） 先ほどから言うように、これは失礼ながら、問題は前からあったわけで、それを放任しとった市の怠慢もあるんじやないかと思うんです。となると、市もある程度の責任を自覚してもいいんじゃないかということで言っておりますが、しないということですんで、もう押し問答になりますのでやめますけども。

それから次に、その他経費の件ですけども、345万3,136円から9万3,969円までいろいろ幅があるわけですけども、どのようなものに使われとるのか。特に、今言ってる井原小学校仲よしクラブについては、どのような経費の積算をして345万円なったんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） その他経費におきましては、若干各クラブで取扱いが違ってたりするところもあるんですけども、今、例に挙げられました井原小学校仲よしクラブにおきましては、外部委託の経緯や連絡協議会の会費、それから銀行への手数料、監査の方への報酬、そういうものがその他経費に含まれております。

委員（大滝文則君） その他、外部委託というのは、先ほど言ったNPO法人ということでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） そのとおりでございます。

委員（大滝文則君） それから、高屋仲よしクラブとかやっ子クラブ、この分は繰越金0円、収入・支出0円というようになってくると、ぴったしというわけにいかんと思うんですけども、経費が多くなってか、もう完全に調整して0円になって、どういうことでぴったし0円なんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 高屋仲よしクラブとたかやっ子クラブにつきましては、単年度単年度で会計を締められまして、その都度繰越しが出た場合につきましては基金という形で積立てをされておられます。高屋仲よしクラブにつきましては、令和5年度におきまして15万9,000円ほどのマイナスが出ておりますので、基金というところから15万9,000円を繰り入れたと。たかやっ子クラブにつきましては、30万円ほどの繰越しが出たので、30万円は基金のほうへ積み立てられたというふうに処理されております。

委員（大滝文則君） 我々に提示していただけた資料としたら、基金も一つの繰越金だと思うんです。実質的には繰越金になるんで、そういうものも併せて提示してもらわないと、この文書といいますか、この数字だけ、表だけの話で把握できないところがあるんで、そのあたりは考慮していただけないかということをお願いしておきます。この数字については、取りあえずここで終わります。ほかの方もあるかも分かりませんので。

委員（柳原英子君） 井原の仲よしクラブのことを聞きたいんですけども、私はちょっとよく分からぬのが、運営委員会がお願いをしていたNPO法人があるって言われてましたよね。そのNPO法人でどういうところなんですか。そういうのを聞いてもいいですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 井原小学校仲よしクラブが委託されていたNPO法人でございますが、NPO平成いばら漢塾というところと、あと会計処理は別のところに委託されております。

委員（柳原英子君） ここは、委託をして何を契約してやっていただいてらっしゃったんですか、ここに。

健康福祉部参与（片山恭一君） 資料の③のほうにございますけれども、一つは施設の衛生管理、いわゆる掃除をされておられたというものと、それから宿題等の学習支援への環境整備ということで、NPOさんの職員が来られて宿題の指導をされておったというふうになっております。

委員（柳原英子君） 何か新聞によると、前に出たのを見ると、支援員の方がたくさん辞めていかれたんですよね。それは、漢塾から送ってらっしゃる支援員さんではないわけですか。何かうわさによると、私はうわさしか知らないんですけど、そういう人たちがどどどつと来たから、支援員さんたちが怖がって辞めたとかという話も聞いたりもしたんですけども、支援員さんというのはこの漢塾から来てたのではないですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 支援員さんは運営委員会が雇用されておられた方でございます。

委員（柳原英子君） こういう個別の名前とかをお聞きすると、何となくこんな言い方し

ていいのかどうか分からないですけれども、言っていいんですかね、何か私物化されてるかなみたいな印象をすごく受けていて、市民の方からもそういうお声をよくお聞きするんですけれども、やはりこういうことが起きてくるっていうのって、市の関与が少な過ぎるという感じがします。私たちもいろんなところへ視察に行きましたけれども、やはり市の関与が監査ぐらいはきっちとされていたりとか、先を見越した計画を持たれていたりとかしますので、井原市の学童に対する取組がすごく浅いような感じがして、私は前も一般質問でもさせてもらったんですけども、やはりこれはもう本当に考えてこられてなかった結果かなというのをすごく感じますので、しっかり市が関与していただけるようにお願いしたいと思います。

委員（惣台己吉君） 一点、お聞きします。

よく分からぬことをお聞きしますけど、井原小学校の仲よしクラブ等で遊びの環境と安全管理、衛生管理等でこれが2クラブがあります。この内容と、宿題等の学習活動への環境整備というのが1クラブあるんですが、これの2つの内容を教えていただけますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 遊びの環境と安全管理、衛生管理等、2クラブというのは井原小学校仲よしクラブと芳井ふれあい児童クラブのことをおっしゃられてるんだと思いますが、こちらはいずれもの清掃作業ということでございます。芳井ふれあい児童クラブは、ご承知のように芳井の児童会館の2階ということがありまして、2階部分とか共有部分も含めての清掃をされていると思います。

それから、宿題等の学習活動への環境整備でございますが、これは児童クラブさんが直接される場合は宿題サポート事業というようなメニューもあったりするんですけども、そこを他の組織の方にお願いされたというようなことで委託事業というふうにされております。

委員（惣台己吉君） 他に委託されたということですけど、これメリット、デメリットとかというのはあれなんですか。もうフリーで、その仲よしクラブさんが頼まれるから、それで承認したというような、もうそこまでは関与しないというフリーなものなんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） こちらのメニューにつきましては、国のはうの基準でも認められてる事業となりまして、その児童クラブの支援員さんの人数、配置とか、お子さんの人数とかによりまして、支援員さんだけでは賄えないとか、そういう事情がある場合に外部に委託することができるということになっておりますので、井原小学校においてはそういう判断をされたということあります。

委員（惣台己吉君） そこでお聞きしますが、井原の場合は最初は5人の支援員じゃなかったですか、6人ですかね。それがなぜ1人までになったのか、そこは把握されていますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 以前もお答えさせていただいたかと思うんですが、市のほうには一身上の都合としか伺っておりませんので、それ以上のことは把握しておりません。

委員（惣台己吉君） 最初に5人いらっしゃって、それが1人になられたということで、これを外部にされるに当たっては、僕らは少し整合性がないんじゃないかなということでお聞きしました。

委員（佐藤 豊君） 令和5年度の決算状況の①の資料なんですけれども、収入と支出で一番右に残高が記述されているわけですけども、多いところは800万円とか900万円とか600万円、700万円、単年度ということで理解してよろしいんでしょうね。

健康福祉部参与（片山恭一君） 収入のほうの金額なんですけれども、前年度からの繰越金とか、保護者の負担金というのも含まれたのが収入金額になっておりますので、そういう意味では単年度の黒字、赤字という意味にはなってないということになります。

委員（佐藤 豊君） そういう説明を受けました。その中で、この収入と支出の残高はどういった形で残高として残っているのか、もう少し具体的に説明をお願いしたいと思います。

健康福祉部参与（片山恭一君） 先ほど少しお話がありましたが、高屋仲よしクラブとかやっ子クラブにつきましては、基金というふうにされております。それから、大江っ子児童クラブと青野仲よしクラブでは、積立金という名称で管理されております。その他のクラブにつきましては、ここにある差額が次年度繰越金という形になって、それが手持ちの金額というふうになっております。

委員（佐藤 豊君） ということは、次年度繰越金ということですから、今まで数年間の累積の金額も含めて、これだけの金額が各クラブに残っているから、次の年にも予備費か何やかんやの形で使えるような状況であるというふうに認識してよろしいんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） おっしゃっていただいたとおりでございまして、先ほど申し上げた4クラブ以外のクラブにつきましては繰越金ということでありまして、次年度以降で繰越金の多いところ、あるいは積立金、基金の金額があまり膨らみ過ぎるのもいかがなものかということになりますので、その辺については各運営委員会と本年度中に協議を開始したいと思っております。

委員（佐藤 豊君） 心配するのは、あまりにも繰越金等々が多くなってきたときの運用の仕方について、必要以上のものに使ったりといったことで変な会計処理をされて、後々いろいろなトラブル事になるということが一番心配することなんで、ある程度は収入、毎年クラブに支出されている金額を残高を通して少し下げるとか、やはりそういったことによって繰

越金を減していくような、そういう新しい取組ということも考えてもいいんじゃないかと思うんですが、その点どんなでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） おっしゃるとおりでありますと、繰越金の扱いにつきましては、新年度突発的なことが起きるかもしれないというところから、児童クラブさんのほうも幾らか残しておきたいと。それから、市のほうといたしましてもそういうことはあり得るので、幾らか持っておかれたほうが安全かなという面もありますと、ちょっとここまで金額が大きくなってしまっているところもあるんですけれども、全クラブにつきまして、そういうこの会計処理について、あるいはどの費目でどういうことを支出できるんですよということの説明も含めまして、今年度から繰越金を減らしていくといいますか、そういう適正に処理、使っていただけるという方向で考えていただけるように話し合いをしていきたいと思っております。

委員（惣台己吉君） 今のお答えの中で、もしも突発的に要りますよね。ほんで、金額が100万円とか関係なしに、もしも突発的にそれ以上にいったときの会計の責任の所在はこの構成組織、形態上、誰に責任がいくわけですか。資金ショートに関してですよ。

健康福祉部参与（片山恭一君） 突発的な事案ということも抽象的な言い方だったかもしれませんけれども、基本的には運営委託料、年間で1,000万円を超えているところもありますし、500万円ぐらいのところもあるわけですが、運営委託料の中で処理していただくと。それに併せて、不足部分を繰越金などから出していただくということで、市の所有している建物などについては少し考え方は変わるのかもしれませんけれども、そこ辺につきましても、市の拠出案分、児童クラブ運営委員会の拠出案分というのも決めまして、両者によって修繕等を行うというふうにさせていただいております。

委員（惣台己吉君） そしたら、その都度そういうお金が発生した場合は見積りを取られて、その内容を検討されて、どういうふうに分類で市とあががするかということを決められるということですね。

健康福祉部参与（片山恭一君） すいません、資料にも手持ちにも今持ち合わせてないんですけども、事前に何万円以上の修繕はとか、何万円以上の備品の買換えはとかということを表にいたしておりますと、それを基にそれぞれのどちらが幾ら持ち出しをするというようなことは決めさせていただいております。

委員（惣台己吉君） そしたら、NPOに対して、いろんなNPO、障害のとか、あれのNPOだったら年間50万円ということになるとか、そういうことが決められているということですね。明記されているということですか、これに関しては。

健康福祉部参与（片山恭一君） それと、例えば10万円以上の備品購入とか、20万円

以上の修繕とか、そういう形である程度決めさせていただいて、それ以下の金額であれば基本的には運営の委託料の中でやっていただくと。それを超えるものであれば、市も拠出をさせていただくというふうな決め方をしております。

委員（惣台己吉君） ちょっと僕はそこが分からないんです。それ以上じゃったら、市が拠出されるということですが、この金額が多くても天井で出されるということです。素人の考えだったら、もしも仮に今おっしゃった10万円なら10万円ということで、それ以上で20万円で市が見ましょうということならいいですけれど、それ以上の場合だったら、普通に考えればこっちのクラブが持つんかな、市が持つんかな、どっちかなという、そこをちょっとすいません。

健康福祉部参与（片山恭一君） 建物の躯体とかに関わります大きな修繕につきましては、市の所有物である建物については市が修繕を行えるとこは市が行うということになって、一部負担金を頂くようなことになろうかと思います。

委員（惣台己吉君） なぜ、これを聞いたかというと、昔の公民館を借りられるところ、これが耐震がもう切れてる。もしも今、地震が来たらどうするんなというてから聞かれるんで、そういうことを聞いたんですけど、それをどういうふうに答えればえんかなと思ってお聞きしております。よろしくお願ひします。

委員（柳井一徳君） すいません、まず遅れましたことを大変皆さんにご迷惑をおかけしました。

一点お伺いしたいんですが、先ほどたかやっ子クラブ、それから高屋仲よしクラブでの大滝委員がご質問されました残高が0円になっていると、それに関しては基金への積立てだというふうにお伺いいたしました。その基金というのは、残高は幾らぐらいあるんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 基金の残高につきましては、報告をいただいてない状況にありますので、今年度中に確認させていただいて、その内容についても話合いをさせていただければと思っております。

委員（柳井一徳君） ぜひとも、そこら辺も、変な言葉ですけど、隠し金があつてはいかんということ、はつきりと把握しといていただきたいということをお願いする。

それから、この残高がいろいろ前年度からの繰越し、積立てなんかも残ってて残高が大きい金額もあるというふうなご説明、それから新年度に対しての支払いの予備費的なことで蓄えておるということは理解できましたが、あまりにもこの幅が広過ぎる。年度当初に支払うべきものというのは、具体的にどういったものがあるんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 主に公共料金とか、支援員さん等のお給料とか、そういうものが4月、5月の頭に支払うべきものがあるというふうになります。

委員（柳井一徳君） 公共料金、それから支援員さんの賃金、そういうものが4月の支払いということで、それを差し引いた本当の残高というものが分からないと、委託料があまりにもずさんなんではないかというふうに疑われてしまう。本来の目的であれば、高屋仲よしクラブさん、たかやっ子、数字だけで見れば0円、これが本来の使い方であろうと思うんです。補助金ということから考えて、補助金といいますか、委託料。0円にするべきものが残るというのは、確かに今おっしゃられたような予備費的なものを蓄えをしておきたいというのは心情的には分かるんですけど、公のお金を使うわけですから、やはりそのところはしっかりと担当課として把握しといていただきたいなということだけです。

委員（柳原英子君） 今度、井原小学校を使うというお話でしたよね。ということは、今までの施設はどうして使えないんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 井原小学校仲よしクラブの建物につきましては、市が建設したところと、仲よしクラブ運営委員会が増築されたところと、あと有志の方によるご寄附あるいは賃貸のようなものと入り交じっております、そこら辺をどのようにさせていただくのがいいのかというのを今考えているところでございまして、その間は使用しないのが適当ではないかと考えております。

委員（柳原英子君） それは市の判断ですか、使わないというのは。

健康福祉部参与（片山恭一君） 市の判断ということ、最終的にはそういうことですね、はい。

委員（柳原英子君） でも、運営委員会が建てたとかといつても、運営委員会は委託金をもらってして中で建ててるんじゃないですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） もちろん、運営委員会に委託金としてお支払いさせていただいたわけですけれども、もうお支払いさせていただいて、現実に建っているものの所有権は市ではなくて運営委員会側に移りますので、その運営委員会が今なくなっていますので、その辺について市のほうに委ねていただくと、そういうふうな形を考えております。

委員（柳原英子君） だったら、市のほうに委ねられてるんなら、市が使うっていう判断は絶対できないんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 市が使うという判断ができれば、もちろん使いたいと考えています。

委員（柳原英子君） できない理由がおありなんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 先ほど申し上げたとおりでございます。

委員（柳原英子君） 寄附とかされている部分が寄附された方の了承がないと使えないということですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） そういうことでございます。

委員（柳原英子君） そういうことですか。井原市小学校のほうに移されるでしょう。そしたら、あの中にあるものって使えるんですか、今あるものなんか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 基本的には、建物と同じ考え方でございまして、有志の方からご寄附いただいているもの、借りているものというものがありますので、そういうものについては今は使用せず、新しいものを準備させていただくということで対応しております。

委員（柳原英子君） どれぐらいの費用がかかるんですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 概算ですけれども、国の基準でも開設準備資金というのが100万円を上限にということありますので、いろいろ全部含めまして、その金額以内で収まるように考えております。

委員（柳原英子君） 何かすごい無駄遣いのような感じがするんですけれども、今お話をいうんか、今ある施設のお話がちゃんと解決したら、その中にあるものは返されるんですか。どうなるんですか。その寄附した人に返す。分からぬですよね、まだ。分からぬですけど、それってすごく無駄じゃないですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 委員さんのそういったお考えも分からぬではないんですけども、所有権の話がありますので、9月1日に間に合わせるという話と、その所有権の話と並行で考えまして、このような対応させていただいております。

委員（惣台己吉君） 一点、お聞きします。

放課後児童クラブが小学校の空き教室を使う、使わないという、この決定権は誰にありますか。誰ですか。空いているか、空いてないか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 教育委員会と校長に最終的にはあるものと思います。

委員（惣台己吉君） 一件、誰とは言わんんですけど、ある学校の校長が空き家がないから使えませんというて言うけど、私はそれちょっとおかしいと思って今の質問をしました。校長が言ったから使えないんじゃということは、僕は教育委員会も関係あるんかなと思って、今それが言えなかつたからお聞きしました。だから、校長一人の意見ということで、当事者とかいろんなのは校長にそれを聞きますよね。だから、そういうことに関した場合は校長とか、そういう責任のある方にはきちっと言ってもらつとかないと、一般の保護者とか関係上はそういう誤解が生じる。実際、生じてますからね。よろしくお願ひします。

委員（大滝文則君） 先ほどの説明で、今、井原小学校の中で施設は使えないと、それは運営委員会なり、寄附をされた方のほうへ所有権があるという話で、学校施設の中に民間の個人または団体の施設が存在するということが本当にあるのですか。執行部としては、それ

が可能であるという認識なんでしょうか、そのあたりを。

健康福祉部参与（片山恭一君） 幼稚園のとこにある現在のということだと思うんですけども、井原幼稚園の中にある旧井原小学校仲よしクラブの建物のことをおっしゃられてると思うんですが、幼稚園の敷地内ですので、行政財産の目的外使用ということで仲よしクラブを建設させてもらって、そこで活動していたということでございます。

委員（大滝文則君） 美星のごみ屋敷の話をしましたけど、そういう行政財産、普通財産においても、そのあたりの契約のときにしっかりと基準を示して契約していくと、こういう問題は起きないんじゃないかと思うんですけども、貸してあるということですけども、その分の契約はないんですか、そもそも契約書というのは、解除した場合のときには返してもらうんですということを含めて。

健康福祉部参与（片山恭一君） 行政財産の使用許可を出す際に、用途がなくなった場合には元の状態に戻して返すというのはございますけれども、現在それについて協議を行っている段階ということでございます。

委員（大滝文則君） これは、先ほど言った契約書の中にあって、先方との話がまだついてないから、当面はこうするんだということでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） ということでございます。

委員（大滝文則君） あくまでも、これは市の財産地ですから、そのあたりはしっかりと協議していただいて、早めに早急に解決をしてあげて元どおり、原状にしていただきたいと思います。

備品について、先ほどそのを使えないから新たに予算を100万円ほど組んでやるんだということですけども、これについても市が3分の1負担ということでよろしいですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 国の基準に基づく開設準備ということで、国、県、市、3分の1ずつということでございます。

委員（大滝文則君） 先ほど言いましたように、明確な会場基準があるのなら、それを使えるはずなんで、先ほど柳原さんが言われたように無駄遣いになるようなことは今後起きないように体制を整備していただきたいということを申し上げておきます。

続いて、資料③の強化事業実施状況についてですけども、この委託料について、例えば会計事務等に8万8,000円、18万円、65万円ぐらいまであるこれについての基準というのはないんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 全体で145万1,000円以内ということはございますけども、この6つのそれぞれについての上限額とかといったものはございません。

委員（大滝文則君） 視点を変えて、委託先についてお尋ねいたします。

委託先は、市内、市外、また法人、個人、いろいろ考え方があるかと思うんですけども、どのようになるでしょか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 市内、市外の法人あるいは個人の方、いずれも含まれております。

委員（大滝文則君） その割合を幾つあるかをお示しください。市内の法人、市内の個人、市外の法人、市外の個人等々分けてお示しください。

健康福祉部参与（片山恭一君） ちょっとまとめてはおりませんのですけれども、一番左の業務の実施状況に関する日誌の作成におきましては、市内の法人で1か所だけでございます。それから、おやつ発注、注文等につきましては、市内の法人が1か所とネットによる購入が1か所で2事業所でございます。それから、遊びの環境と安全管理、衛生管理等につきましては、市内の法人2か所でございます。すいません、市内の事業所2か所でございます。それから、会計事務におきましては市内の法人が1か所、それから市外の法人が3か所、それから市内の個人が1か所でございます。それから、宿題等の学習活動への環境整備は市内の法人が1か所、それから育成支援の周辺業務につきましては市内の法人が1か所、それから市外の法人が4か所の合計7か所になります。

〈休憩〉

委員（大滝文則君） どうしてそういう質問をしたかというと、いろんな執行部の方、国の基準に基づいて、国の基準に基づいてというご回答をされますけども、国の基準に基づいてということですけども、市の基準は全くないということですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 交付金の使途につきまして、市で独自に基準は設けておりません。

委員（大滝文則君） 先ほどの契約についても、こういう経費の使用についても、ある程度指針を示して各児童クラブが全て均一化するのは難しいと思いますけども、まあまあ同等な環境で運営していくということ、それが実施主体としての市の使命といいましょうか、在り方じゃないかと思いますけども、全くそういうことは、担当課さんがころころ変わりますから、今の方ばっかかりに言っても駄目なんですけども、どうして井原市といいましょうか、特段のああいう問題が起きたことが非常に我々議員としてもじくじたる思いがあることから、ちょっと今の現状の方に言っているわけですけども、何か明確な基準というものを定めておかないと、また同じようなことが起きるんじゃないかと、この使用についてもそうですし、会計の事務委託料とありますけども、僕も各クラブの決算書を見させていただきまし

たけど、およそ数十万円もかかるような、そんな複雑な会計経理とは思えないというような資料でしたが、これも国のはうが上限を決められておると言いますけども3分の1は市が出しとるわけじやから、市は市としてこのあたりでお願いしますというか、人件費に係る時間給もこのあたりをというようなところを示して均一化して、みんな井原市を全体でいい地域にしようということにしていかないと、国の基準で合つとるから問題ありませんの一点張りでやると、どうも本当に子供たちのことを思って、地域のことを思っているのか、その辺はどうかなという気があって、そういう質問をしていますけども、いずれまたさせていただいて、今日はここで終わつとります。

委員（佐藤 豊君） 井原小学校仲よしクラブなんですけれども、9月から小学校で空き教室、余裕教室を使ってされるということなんですけど、運営は市直営とかという話もちらっと耳にしたことがあるんですけど、それでよろしいんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 現在、令和6年度9月1日から令和7年3月31日までにつきましては、市がNPO法人いばら放課後児童クラブ運営支援センターに直接委託契約を結びまして、運営をお願いするということで、令和7年4月1日以降については検討中ということをございます。

委員（佐藤 豊君） 委託ということ、すいません、それとあと今、四季が丘と大江の放課後児童クラブに預かっていただいている子供さんについては、全員井原の仲よしクラブのほうへ帰られるという流れができるんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 新た9月1日からの入所申込みをお受けいたしまして、お一人お二人の変動はあるものの、おおむね全員が井原小学校の新しい児童クラブに通われるということになっております。

委員（佐藤 豊君） すいません、確認ですけど、おおむねといって何人ぐらいの子供さんという形の数字になるんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 現在、新しい児童クラブのお申込みが21人いただいておりまして、今現在それぞれ大江と四季が丘に11人ずつ通われております。ですので、22人通われてるうち21人の方が、ちょっと言い方があれですね。22人が現在通われてます。新しい児童クラブには21人入所希望をいただいております。

委員（佐藤 豊君） 令和7年度までは委託契約という形ですけど、それ以後はまた運営委員会を立ち上げていただくような方向性なのか、そのまま継続した取組でやっていただこうという考えなのか、現在ではどのように思われてますでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 現時点では保護者の方、地域の方、そういった方々の関与というのは児童クラブにとって大変重要なことだと思っております。そうした中で、今保

護者の負担が大きいというお話も、お声もいただいておりますので、その辺が令和7年4月1日に変えていけるものか、変わらず、このままの状態でもうしばらくという形になるのか、そこら辺につきましても考えているところではございますが、基本的には保護者の方、地域の方に関与していただく組織がつくれるのが一番いいのかなと思っております。

委員（柳原英子君） ③の資料で、育成支援の周辺業務（運営の助言、研修等専門職の派遣など）というのがあるんですけども、これは大抵このNPO法人、今度契約されるところがされてるところが全部だと、全部じゃないか、思うんですけど、大体どういう研修とか専門職の派遣というのをされてるのか、後でいいですから、紙媒体でも書いたものをくださったらありがとうございます。よろしくお願ひします。

委員長（坊野公治君） 現在、柳原委員から、そういう紙媒体のものが欲しいというご意見がございました。委員の皆さん、どうお考えでしょうか。必要であれば、執行部のほうに求めるという形でありますけれども。柳原委員、具体的にその内容をもう一回。

委員（柳原英子君） どういう研修をされているのかとか、運営の助言とかというのをお聞きしたいです。

健康福祉部参与（片山恭一君） 最初の説明に戻るかもしれませんけれども、一つは市へ提出する書類、そういうものの作成をお願いされているといったようなことがございます。それから、全クラブではないんですけども、幾つかのクラブにおかれましては、作業療法士をお招きされて発達障害児さんの育成支援の方法とかを実地で研修をされていると、そういうことを伺っております。

委員（柳原英子君） この作業療法士を招いているというお話ですけど、年間どれぐらい今までであります。去年だけでもいいんですけど、今年に入ってでもいいんですけど、何回されてます。

健康福祉部参与（片山恭一君） すいません、研修の回数は今確認できておりません。

委員（柳原英子君） じゃ、また教えてください。

委員（西村慎次郎君） 資料①の決算状況について、ちょっと詳しくというか、まず全体感として会計的な視点でいったときに全てのクラブが適正に運営されてるという認識をされているか、あと放課後健全育成事業として正しい運営をされているというふうに市としては考えられているかという、まず大きな考え方としてそこら辺、市の考え方を教えてください。

健康福祉部参与（片山恭一君） 適正に運営されていると考えているかどうかということをございますが、繰越金の話とは切り離して申し上げますと、適正に運営していただいていると考えております。

委員（西村慎次郎君） ちょっと細かく数字の中身まで分からんんだけど、この大きなくくりで見てみると、収入は先ほどの答弁であったように市からの委託料と保護者の負担金と、あと繰越金が主な収入源だと思ってて、繰越金が今実態幾らあるのかというのは分からんんだけど、委託料については以前いただいた資料を基に見ると、委託料に占める賃金の割合を見たときに70%から80%のクラブが多いのは見えるんだけど、委託料よりも賃金が多いクラブが何クラブかあるように見えるんです。100%を超えてる。そうなると、その足りない部分は利用者の負担金なのか、繰越金なのかというところで何とか賄ってるっていうところなのかなというふうに見えてて、クラブ名を出してあれですけど、えばらっ子クラブは委託料が524万円ぐらいが令和5年度の委託料なんんですけど、賃金が750万円、1.5倍ぐらいあるんだけど、このあたりは令和5年度は多分繰越金とかで賄ってるんだろうなという、今年度以降で同じ運営をしていくと、どっかで会計の収支がマイナスになる可能性もあるんだけど、そのあたりもし分析されているようであれば、その辺の原因とか分かれば教えてください。

健康福祉部参与（片山恭一君） すいません、ちょっと今回の資料でその部分が見えていないところがありますけれども、今、例に挙げていただきましたえばらっ子クラブさんのお話だけに限って申し上げますと、えばらっ子クラブさんが令和5年度は利用児童数が20人を下回りまして、小規模児童クラブになっております。こちらのほうも、令和5年度の資料で申し上げますと、利用児童数が20人の場合と19人の場合で委託料に、その部分だけを申し上げますと、113万5,000円、20人が19人になることで委託料が113万5,000円減ってしまうという、これも以前からご協議いただいている中で何度か出てきたと思うんですが、20人のところのラインと45人のところに委託料に大きく差が出てくるんですよというお話になるんですけども、えばらっ子クラブさんが令和4年度のときは20人を上回ってたんですけども、令和5年度で下回ったということで、令和5年度の委託金額が一気に減っております。そういう中で、今後の対応も支援員さんの勤務のローテーション、人員配置とか、そういうことも考えていただいて、マイナスの出ないように今後の運営を考えていただいているというような現状にあります。

委員（西村慎次郎君） だから、令和5年度は想定で20人を超えてるからということで支援員の配置をそのような配置をしたけども、令和6年度が今何人かというのは分からんんだけど、その児童の人数に応じた支援員の配置をすることで、今後収支は繰越金を多く食い潰していくかなくても回せるような体制になるというふうに思っていいですか。

健康福祉部参与（片山恭一君） そのようにご努力をいただいてということになります。

副委員長（沖久教人君） 井原小学校の宿題等の学習活動への環境整備費、123万9,

000円、この具体的な内訳といいますか、どのようなことで、このクラブだけがこの金額になってるんですけども、ここをもう少し詳しくお聞かせください。

健康福祉部参与（片山恭一君） 井原小学校仲よしクラブの宿題等の学習活動への環境整備の事業でございますけれども、内容としては表現されておりますが、児童が学習活動を自主的に行うことができる環境を整えるために人材をお願いしているということでございまして、すいません、今1日当たりの単価とか、そういったものは頂戴しておりませんので、123万9,000円、1回が何円で単価が何円で何日したというところが把握できていない状況にあります。

副委員長（沖久教人君） 基本的に、ほかのクラブさんは賃金の中に宿題を見る時間のお金も入れていると思うんですけど、なぜこの仲よしクラブさんだけが宿題を見る別枠の時間を取られているのか、そのメリットというのが分からぬのでお聞きしているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 先ほど申し上げたんですけれども、宿題サポート一導入支援事業というメニューを選ばれている児童クラブさんも何か所かございまして、そこにつきましては児童クラブさんが直接宿題をサポートしてくださる方をお願いしているというところなんですけれども、井原小学校仲よしクラブさんにおかれましては、NPO法人さんに頼まれて、その方をお願いされているということでございます。ですので、通常ほかのクラブさんでは支援員さんとか補助員さんが、今日は通常の業務ではなく、宿題サポート事業だけの時間に来られるとか、そういうようなやり方はされているんですけども、井原小学校仲よしクラブさんでは、その部分を自分が雇用されてるところではなくて他のNPOさんに頼まれたというような違いでございます。

副委員長（沖久教人君） こういうほかのクラブさんとは違うやり方がそこの運営委員会で行われていた結果、今子供たちや保護者に多大な迷惑をかけて、またプラスのお金まで支払われてるというような現状がやはり大きな問題だと思います。また、細かなところは後日聞かせていただきたいと思います。

委員（西村慎次郎君） すいません、もう一点だけ。

繰越金の話が先ほどから出ているんですけども、繰越金を今後どうしていくかという協議を進めていきたいということですけども、先ほど、えべらっ子みたいに当初予定していた委託料よりも、年度を締めてしまうと大きく減額してしまったと。今は繰越金があるから、何とか多分収支のバランスを保ってるのかなと思うんですけど、今後その辺に絞っていったときに今年度お金が不足したよという場合には、市としては委託料を加算する措置を考えるのか、それとも利用者負担金、保護者の負担をお願いしますというふうに考えるのか、その

あたりどういう考え方で、繰越金って多分その辺も各クラブ考えながら繰越金を持たれてるんだと思うんだけども、市としてそういう事態になったときの対応というのはどうなりますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 市から運営委員会の委託料でございますが、年4回に分けて支払いをさせていただいております。明らかに、繰越金を使ってももう赤字になるよというようなのは年度末になるよりも前に分かるんではないかと思いますので、そういう怪しいようなお金の収支バランスになりそうであるなというときには、早めにそれに向けて対応をご協議させていただきたいと思いますが、現時点でそこに対して市が補填するというような制度的にはございませんので、そうなる前にどこかの時点で協議させていただいて、完全なる赤字にならないように1年間の運営をお願いしたいと考えています。

委員長（坊野公治君） ここで委員長を交代させていただきたいと思います。

〈坊野委員長が副委員長に、沖久教人副委員長が委員長に交代〉

副委員長（坊野公治君） 運営委員会の構成表を出させていただいております。その中で、おおむね保護者が運営委員会の会長、副会長、会計をされてまして、はっきり言いますけど、いばらのNPOさんが関連されてるところはそれがほぼ見えないという形ではあります。この運営委員会の中で、事務の委託は外部のNPOにされているところが多いと思いますけれども、実施運営ですね。例えば、支援員さんの給与であるとか勤務体系とか、そういうところまでを運営委員会で運営されているところはこの中で何クラブぐらいありますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 基本的には、賃金なんかにつきましては最低賃金を上回る金額というようなこともありますので、そういうことを目安に基本的には各運営委員会、全ての委員会で日数とか、支援員さんの勤務表というのを作っていただいていると考えております。

副委員長（坊野公治君） 運営委員会において、保護者でなかなか自分たちが雇主になって雇用されている指導員さんの賃金は決めにくいという話も聞きますけれども、じゃあそういう形で全てされてるのか、例えばそういうNPO法人がそこに関与されてNPO法人さんが支援員さんを雇用して、そこの中で給与も決められてるという先がこの中で何件ぐらいありますか。今の話ですと、ないという話になるんですけど。

健康福祉部参与（片山恭一君） NPOさんの基準でいかれるか、運営委員さんが基準を設けられてるかというようなことになろうかと思いますけれども、ちょっとはっきり、すい

ません、何クラブというのが今お答えできないんですけれども、最初の時給単価とか、何年以上たつたら時給をどのくらいか上げますよというような基準を持つとられるクラブもございまして、基準は各クラブで違うものと考えております。

副委員長（坊野公治君） 少し意地悪な質問かもしませんけど、支援員さん的一番低いのは最低賃金でいいと思うんですが、一番多くもらわれてる方の金額というのは把握されますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） すいません、今は持ち合わせてないんですけれども、令和5年度でしたか、所管事務調査で各児童クラブさんの支援員の賃金単価の表をお出したことがあります。その時点以降では調べておりません。

副委員長（坊野公治君） 何でしたかというと、やはりクラブの中での支援員さんに対しても待遇の差があるというのはあまりよくないというふうに考えますし、支援体制強化実績状況を見ても、ほぼほぼのクラブが会計事務もしくはその他の運営を外部委託に、外部のNPOさんなりに委託しているということになっております。そうした中で、市外の業者というか、法人さんも参入されているという中で、私としては市の事業として市内の、まあ言ったらお金が市外の業者に頼らなければこの事業が運営できないということ自体、もう今の現状が私はもううまくいってないのかなと思うんですけれども、その辺についての認識はいかがでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 基本的には、市が関連する事業は市内企業優先という考え方はあると思います。先ほどご質問の中に、市内事業所、市外事業所、個人、法人の別というようなお話がございましたけれども、確かに市外の法人にお願いしているケースが多く見受けられるということで、これにつきましてはそれぞれの児童クラブの方がここに決定された経緯というところまでは伺っておりませんけれども、市内でお願いできるとこがあれば市内でお願いしていただくのがよいのかなとは考えます。

副委員長（坊野公治君） 私は、今言わたったのがある程度の結論になると思いますし、現在の運営委員会方式っていうのを改める時期に来ているんじゃないかなということを、すいません、委員長が言うべきじゃないかもしれませんけど、感想として言わせていただいて私はここで終わりたいと思います。

委員長（沖久教人君） それでは、委員長を交代させてもらいます。

〈沖久委員長が副委員長に、坊野副委員長が委員長に交代〉

〈なし〉

委員長（坊野公治君） ただいま傍聴されている多賀議員から発言の申出がありました。発言を許可することにご異議ございませんか。

〈異議なし〉

委員長（坊野公治君） 発言を許可します。

委員外議員（多賀信祥君） 皆さんのが聞かれたところで、ほとんど入り口部分を聞いていただいたんですけど、改めて聞かせていただきたいのが、①の資料になりますが、委託料を基金に積まれてるというところがありました。これについてですけど、例えば悪い見方をしたら、基金を資産運用するとかっていうことも出てくることを想像すると、委託料が残ったものを基金に積むっていうのは少し違和感があるんですが、その辺の認識を伺いたいと思います。

健康福祉部参与（片山恭一君） 収支の繰越部分を基金に積むという話の中で、市の委託金と保護者の負担金が合算されたものの中から支出をしていただいておると、その残りの部分を基金に積むということかと思いますけれども、おっしゃられるように、基本的には児童クラブの施設改修あるいはお子さんのため、それからイベントのために使っていただくべきものでありますので、多賀議員が言われたように仮に資産運用とかされるというようなことは市のほうでは想定しておりませんし、もしそういうお話があれば、それははつきりとお金の使い方として市のほうとしては認められないというようなことを伝えたいと思います。

委員外議員（多賀信祥君） 当然、我々はそのように今言われたようなことで認識をしておりますけど、ひょっとあるかもしれないことですから、その辺の透明性を持っていただきたいと思います。

それからまず、途中で委員も言われましたけど、事業形態からして人件費がほぼだと思っています。割合の想定というのは持たれていますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 想定としては持っております。

委員外議員（多賀信祥君） 大体どれぐらいで思われていますか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 持っておりません。

委員外議員（多賀信祥君） 持っておりません。私が知ってるというか、自分が経営している事業で言うと、加工販売をしています。人件費が約3分の2です。この放課後児童健全育成事業の運営委託料については、先ほど出ましたけど、もっと人件費のほうが多いべきであろうかと思うんです。施設については市が見る、それからの子供さんのおやつなんかは

保護者負担が幾らかあるということになると、100に近づいていくんだろうという想像ですけど、その辺はどういう認識を持たれているでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 割合が高いということは致し方ないと思います。ですけれども、需用費あるいは役務費、備品購入費というようなものも時によっては高額な支出があつたりもありますので、100に近づくというような表現が私としてはよく理解できなかつたんですけれども、先ほど申し上げたように、割合としてこのぐらいが賃金の占める割合がよいのではないかというようなことは考えておりません。

委員外議員（多賀信祥君） 私が言ったのが製造業をしている賃加工の事業所で3分の2、それ以上と100の間にあるべきだと思うんですが、その辺の認識を伺いました。

健康福祉部参与（片山恭一君） それにつきましては、改めて状況を今までの実績等を含めて見てみないとお答えできないところがあるかと思いますけれども、他の業種と比べてというような考えではなくて、児童クラブとしてどのぐらいの支出割合が健全なのかというふうな考え方で見ていきたいと思っております。

委員外議員（多賀信祥君） 私もそのように思うんですが、同じ事業、同じ業種で支出の割合が、構成が変わるというのはなかなか考えにくいという認識はお持ちでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） そうだとは思いますけれども、単年単年では幾らか違つてくると思います。

委員外議員（多賀信祥君） 全くもって、今答えていただいたとおり、単年では幾らかずれが出てくるんですけど、繰越金の金額がこれだけばらつくというのが、人件費メインの事業でこれだけのばらつきというのは放課後保育のサービスに直接関連するものの支出だろうという想像をしておりますが、いかがでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） いろいろ絡み合つてると思います。利用児童数による職員さんの配置の状況、あるいはイベント等に係る実施状況、それから修繕等に係る実施状況、そういったことがいろいろ含まれての状況でありますので、幾らかのばらつきという言い方か、幾らかの負担の割合の違いは出てくるのは致し方ないと思いますけれども、そういったところを実績的に見ますと、ある程度はどのくらいの割合が標準的なものかというのは出てくるかとは思いますが、それは今できておりませんので、適当、不適当という話まで分からぬ状況にあります。

委員外議員（多賀信祥君） 単年度での委託料の使い方にばらつきがあると、ばらつきの幅も恐らく想定内であるべきだと思いますけど、この繰越金の額の差つていうのが利用される児童の方に対するサービスの差、直接ではありませんけど、支援員さんの給料体系とかということにならうかと思いますので、その辺の幅を狭めていく工夫、途中委員さんも言われ

ましたけど、今後やっていく手は何かあるんでしょうか。

健康福祉部参与（片山恭一君） 人件費のほうに限って言いますと、経験年数による加算とか、お持ちの資格による加算とか、ある程度そのあたりは同じ業務をされてても時給単価が違ったりされてる、それから児童クラブによってそもそもスタートの賃金単価が何十円か違っている、それが積み重なると、年間でかなりの金額になるとか、そういったことは想定しておりますが、これが人件費そのものと繰越金の多寡が、かなり関連性は高いんでしょうかけれども、そのあたりも含めて確認をしていきたいと思います。

〈なし〉

委員長（坊野公治君） ここで執行部の方にはご退席願いたいと思いますが、何かございましたらお願ひいたします。

副市長（猪原慎太郎君） 終わりに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたりまして様々なご意見をいただきました。様々なご意見をしっかりと受け止めさせていただきました。ありがとうございました。

もう今週で8月も終わりということなんですねけれども、9月になりますと、9月議会が始まります。9月議会はの決算議会ということで、通常の議会よりも会期が少し長いということになりますけれども、慎重にご審議をいただきたいと思っております。本日は大変ありがとうございます。

〈休憩中、執行部退席〉

委員長（坊野公治君） 放課後児童健全育成事業の在り方について、委員の皆様方にご協議いただきたいと思います。

今後の取組方についてでございますが、例えば報告書を作成する、政策提言をするなど、また次のもう近々ではありますけれども、9月議会にどのような調査研究をするかということについて、皆様方からのご意見をいただきたいと思います。どなたからでもよろしいですけれども。

委員（柳井一徳君） 先ほど、執行部の答弁等をお聞きしておっても、まだ不透明なところがたくさんあり、例えば年度初めに支払うべきものがどういうものがあるのかというような質問を私がしましたけれども、まだ分かっておりません、把握しておりませんというよう

な答弁でしたので、そこら辺もまだまだ調査するべきところがあるんではないかな、皆さん方からも質問されたことも、そういう曖昧な答弁が多かったように感じますので、そうすると最終的にじやあ報告書を提出というふうな形でいけば、最終リミットをいつまでにすればいいのかなというふうに思っておるわけですけど、私個人としては政策提言までは難しいと思いますので、報告書として12月の議会で上げられればいいかなというふうに思っております。

委員（大滝文則君） これ、大分もう1年間やっとるので、それぞれの委員に、今柳井委員が言われたように、どういうふうな今の現状、今の時点の考えていることを聞いて、委員長のほうから指名で聞いていただいて、それこそみんなの意見をある程度まとめていかにやいけん時期になっとると思うので、言った者だけの方向といふんじやなしに、そういうこともお願いしたいなということを一点言つときますけども、私としてはほぼ柳井委員と同じようなことで、以前のことからいうと相当の期間、この放課後児童クラブについては調査してきておりますし、またその間にいろんな要望があったり、それこそ井原のほうで問題が発生しておりますので、執行部のほうへ何らかの意見を出さなければいけないというような気がしております。執行部は、終始間違いない事業をやっとるということですけども、間違いない事業をやっとる割に井原市が、この前私もさせていただきましたけども、消滅可能性都市になって県下でもう最悪の数字になっとる、今朝ほども控室で言いましたけども、合計特殊出生率に至っては全国で千七百数十ある市町のうちの千四百何十番目というような危機的な状況になっとるということからすると、こういった一つ一つの事業をものすごい真摯に取り組んでいかんと、なかなかそういった積み重ねがそういう数字に表れとんじやないかと想像できますので、柳井委員が言われたように、最低何らかの意見書的なものをまとめるべきじやないかという気はしております。

委員（柳原英子君） 大滝さんや柳井さんが言われるように、やはり私的にはもう少し市がしっかりと監督したりしないといけないというところをしっかり出したような報告書みたいのができたらいいなと思っています。

委員（佐藤 豊君） 委託料とかというのは、子供さんの人数によって様々変わるもの、放課後児童クラブという形で考えると、子供たちが本当に平等に安心して放課後暮らせる、生活できるといったような環境づくりが一番だというふうに思うんで、そういう方向性で先ほど柳井委員も言われたように、そういった思いを込めた意見書を執行部のほうに提出するという方向性でいいんじゃないかというふうに私は思います。

委員（惣台己吉君） 今までの調査と目的ということで、当該の放課後児童クラブを保護者が主体となって運営することが難しく、保護者にとって大きな負担となり、問題になって

いるということを調査研究で聞いてきたわけですが、市の答弁を見ると、これはもう悪く言えば、改善できない、する気がないんかなというようなことで、結論的にどういうふうにしていいかというのはもうちょっと僕自身は皆さんのお意見を聞かないと、今後の放課後児童クラブ健全育成事業の在り方ということをこちらから提言する、いろんな質問をしたりしたんですけど、ほんならそれを今このままだったら、市がどういうふうにするというのもよう答えられんと思うんですけど。

委員（西村慎次郎君） 1年以上にわたって、この所管事務調査をしてきてるんで、何らかの報告、委員会としての考えないし、調査した結果というのは報告書にまとめる必要があるんだろうなというふうに思っております。いろいろ直営にすると、私の中では直営にして全ての課題が解決するのかというと、そうではないと思っているので、どういう形までは提案する必要ないんだとは思うんだけど、課題というのはしっかりと整理した上で、やはりいろいろ今利用者負担金も各クラブ違いますとか、賃金体系も各クラブ違います。その辺、統一化していくにやいけないんだけど、統一化は多分できないというか、えいやあになるじゃろうけども、統一化しようすると、じゃ支援員資格を持っている人が同じ賃金でええんかというと、また実際しょうる業務内容が違うからというどこもあったりして、ちょっと具体を知り過ぎている部分があるので、なかなか統一して市の直営にというのが思い切って言えないところもあったりするんだけど、まずは皆さんを感じられる課題をしっかりと整理しながら、そこを解決していくような報告書はできるのかなというふうには思っているところです。

副委員長（沖久教人君） 運営委員会の在り方自体が問題であるという点が、この決算書やこれまでの所管事務調査を通して実態が出てきました。先ほど、副議長が言われました、じゃあ井原市にとってどの形がベストではなくても、よりベターなのかということは執行部が考えなければいけないことであると思いますので、この現状、要望書も何クラブかから出ておりますので、報告書を現段階での中でまとめて提出の方向性でいくしかないのかなと思います。

委員長（坊野公治君） 今、皆様方からご意見いただきました。この調査を基にして、現状は問題があるというのは皆さん共通の認識だろうと思いますので、先ほど副議長が言われたように、直営ということは難しい。確かに、すぐには、急いでというのは難しいということもありますけれども、今現状、井原市ができる範囲でどこまで改善できるかということを議論して報告書にはまとめ、私もその意見でありますので、まとめていきたいと思います。これについては、9月議会の委員会までにできるかどうか分からんですけど、ある程度素案を作って皆様方にご提示できて、恐らく先ほど柳井委員からも言われたように、提出として

は多分12月議会になると思いますので、9月議会の定例会中の常任委員会でまたさらにこのことについて、どういった形でまとめていくか、ある程度結論が必要だらうと思いますので、そのあたりを議論いたしたいと思います。そういう形の、ですから引き続き、もう調査研究というか、もう今までのことをまとめていって、報告書にまとめる方向で進めるという形でよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

〈議会への提案について〉

〈3件を協議。2件について、別紙のとおり回答案を決定。1件については、執行部に状況を確認し正副委員長で回答を作成することに決定。その他、字句の整理を正副委員長に一任した。〉

〈その他〉

〈なし〉

〈議長挨拶〉

委員長（坊野公治君） では、長時間にわたり議論のほう大変ご苦労さまでした。
以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

議会への提案について

○厚生文教委員会

(回収日：令和6年7月3日)

回収場所	記入日	内 容	協議先
井原図書館	令和6年6月29日	私は、精神障害者です。 只今、B型作業所で働いています。 ところが井原にA型作業所が一つしかなく非常に困っています。 もっと増やしてほしいです。 あと欲を言えば井原市にも精神科の病院を作つてほしいです。 今、現在はももの里病院に通院していますが、私は今、車を持っていなく非常に不便です。 よろしくお願ひいたします。	厚生文教委員会

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

A型作業所、精神科の病院についてのご意見・ご提案について、市の担当課（健康医療課 62-824）に確認したところ、「A型作業所に関しましては、新たに障害福祉サービス事業所を開設する社会福祉法人等に対し、施設整備や車両購入に係る費用の一部の助成を行っております。市といたしましては、引き続き本支援を行うとともに制度の周知を図ることにより、障害者の就労確保に努めてまいりたいと考えております。

精神科の病院開設に関しましては、全国的な医師不足や医師の偏在化が顕著である中で、公立の病院開設については、慎重な対応が必要であると考えます。

また、民間の病院開設につきましては、受診ニーズ等を勘案し開設者が判断するものであることから、市といたしましては意見を述べることはできないと考えております。」とのことでした。

議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。

今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

議会への提案について

○厚生文教委員会

(回収日：令和6年7月5日)

回収場所	記入日	内 容	協議先
市役所	令和6年7月5日	<p>ランニングマシン</p> <p>井原体育館のトレーニング室は設備は古いが料金が安いので利用されている。</p> <p>ランニングマシンは老朽化で使用不能となり撤去された。</p> <p>新規購入の計画もないようである。</p> <p>サンサン交流館にランニングマシンが2台設置してあるが利用状況はどうか？</p> <p>設備の状態はどうか？</p> <p>利用者が少ないのであれば、1台を井原体育館に移動してはどうか？</p> <p>資産管理の変更手続きが必要なのか？</p> <p>アスワのランニングマシンの更新タイミングで安価に譲ってもらえないのか？</p>	厚生文教委員会

《回答案》

この度は、井原市議会へご提案いただきありがとうございます。

○○様からいただきましたご提案につきまして、井原市議会から回答させていただきます。

ランニングマシンについてのご意見・ご提案について、市の担当課（文化スポーツ課 62-9533）に確認したところ、「井原体育館のランニングマシンについては、耐用年数を経過し故障時の部品等の交換も困難な状態となつたため撤去させていただきました。

既存の器具につきましても、修繕・更新を計画的に行ってまいりますが、特にランニングマシンについては高額であるため、利用状況や費用対効果の確認、利用者の方への意見聴取などを行い、更新について検討してまいりたいと考えております。」とのことでした。

議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。

今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。